

登録政治資金監査人の業務制限について

平成26年3月に公表した「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」（以下「取りまとめ」という。）において、登録政治資金監査人の業務制限の範囲について今後の方向性が示された。そのうち「制度的対応が必要」とされたものについて、取りまとめで示された方向性をもとに、当委員会で具体的な業務制限の対象とすべき範囲を別紙のとおり検討したので、所管庁においては、その取扱いを検討されたい。